

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）

－ 改正案の概要 －

1. メニュー別排出係数の算出方法及び報告・公表時期について
 - メニュー別排出係数の算出方法及び報告・公表時期について別紙9に規定
 - 根拠資料「表紙（メニュー別）～表13（メニュー別）」を追加
2. 昼夜別係数の廃止について（別紙5の削除）
3. 京都議定書第一約束期間の終了に伴う見直しについて
4. 海外認証排出削減量（JCMクレジット）の追加について
 - 調整後排出係数の算出に用いることができるクレジットについて海外認証排出削減量（JCMクレジット）を追加
5. クレジット根拠資料の見直しについて
 - クレジットの根拠資料を「自ら排出量調整無効化（償却前移転）したクレジット」と「自らの代わりに他者が排出量調整無効化（償却前移転）したクレジット」に見直し
6. 国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等期間の明確化について
 - 新規参入者のクレジット排出量調整無効化等期間の明確化
7. 一般送配電事業者の排出係数について
 - 一般送配電事業者の排出係数については、一般送配電事業者が算出し国が公表する係数又は全国平均係数（前年度に告示した全電気事業者の排出係数に係る加重平均値）と規定
8. 計画値同時同量制度における排出係数の考え方について
 - 小売電気事業者が発電事業者から調達した電気に係る二酸化炭素排出量の考え方について規定
 - 小売電気事業者が発電バラシンググループから調達した電気に係る排出係数について発電量調整供給契約単位の平均係数と規定
9. その他
 - 根拠資料「表紙」において、前年度報告実績との差異分析の項目を追加